

報告第7号

令和7年度つくばみらい市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき、令和7年度つくばみらい市水道事業会計予算に定めた経費のうち翌年度に繰り越したものについて、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩

令和7年度つくばみらい市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国 県 交付金	企業債	過 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良 費	水道事業運営基盤強化 推進事業（広域化事業）	251,838,000		251,838,000	83,946,000	167,800,000	92,000			国の補正予算に合わせて、令和8年度事業を令和7年度予算にて実施するため。
		福新橋架替に伴う配水管 布設替工事（福田・新戸）	21,880,000	5,500,000	16,380,000			16,380,000			河川改修（茨城県発注）の進捗に合わせて、工期を延長するため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国 県 交付金	企業債	過 年 度 損益勘定 留保資金			
1	水道事業費用	水道事業経営戦略改定業務	16,753,000		16,753,000	3,044,000		13,709,000			経営戦略の中心となる投資財政計画の策定基準について、茨城県企業局から示されるのが令和8年度に延期となったため。